

墨田区消費者ニュース

平成30年8月発行 第141号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



かしこく使おうクレジットカード

★便利なキャッシュレス社会の落とし穴に注意★

近年、現金を用いない（キャッシュレスでの）支払いが多くなっています。その代表のひとつがクレジットカードです。現金がいらず、店舗やインターネット上で買い物ができます。便利さの反面トラブルの相談も増えています。

★トラブル事例

インターネットから申し込み、クレジットカードを作った。ホームページで利用状況を確認したところ、毎月1万円のリボルビング払い(※)になっていた。入会時にリボ払いを選択した記憶はないし手数料が高くて納得いかない。また、カード会社から身に覚えのない請求がきた。



★アドバイス

ネット上でクレジットカードの新規申込ができ便利ですが、中には初期設定でリボ払いになっている場合があります。申込み時の確認やその後の利用状況の確認をしましょう。また、通販サイト上での第三者のなりすましログインをさけるため、定期的に変更し厳重に管理することや、複数のサイトでパスワードの使い回しをしないようにしましょう。



※リボルビング(リボ)払い

返済回数は決まっておらず、毎月の最低返済額だけを定めておく方法。利用限度額内であれば何回でも利用可能。追加で利用すると、返済額ではなく返済回数が増えていく。いつ返済が終了するのかわかりにくい。



このようなトラブルが起きたら、
消費者センターにご相談を！
電話 5608-1773



未成年者が契約をしたダイエット食品 ～ 開封していても返品できます ～

【相談事例】

1か月前、ダイエット食品がお試し100円と書かれていたのでスマートフォンから申し込んだ。商品が届き、コンビニで100円を支払い、飲んでみたら気分が悪くなり自分には合わないと感じた。そのため飲まずに放置していたら、昨日2回目が届き、初めて4回以上購入が必要な定期購入だと気がついた。請求金額は7000円で、もう飲みたくないのに業者に何度も電話をかけているが、電話が混み合っていてつながらない。2回目に届いた分は飲んではいないが、中身を確認しようと開封してしまった。定期購入はやめたい。開封した分は買い取らなければならないか。(18歳 高校生)

【アドバイス】

消費者センターには、通信販売によるサプリメントや化粧品の定期購入の相談が多数寄せられています。

通常は、通信販売の記載事項を満たしていれば、定期購入の解約は事業者の同意がなければできません。しかし、未成年者(20歳未満)は知識や経験も不足しており、判断能力も未熟です。そのため、法律(民法)で、親権者の同意がない契約は、取り消すことができると定められています。

相談者は親権者の同意を得ずに、契約をしていたので、消費者センターから、「同意を得ずにした未成年者契約なので取り消しをしたい。」と交渉しました。事業者は「未成年者契約の取り消しに基づき今後の解約に応じるので、開封分は支払ってほしい。」と主張しました。消費者センターで、「未成年者は現に利益を受ける範囲で返還すればいいので、開封した商品を返品できるはずである。」と指摘したところ、「開封した商品を返品してくれば、請求はしない。」と回答があり解決しました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

